

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部 人事局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	(人事課)	1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	2
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………	(人材育成課)	2
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………	(人材育成課)	3
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築指導課)	3
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………	(財務指導課)	5

規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則
(北海道庁舎等管理規則の一部改正)

第1条 北海道庁舎等管理規則(昭和41年北海道規則第86号)の一部を次のように改正する。
第2条第5項を削る。

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第2条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。
別表第1第6号を次のように改める。

6 少子高齢化対策監

別表第1中第19号を削り、第18号を第19号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

10 建築企画監

別表第1中第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同号の前に次の2号を加える。

20 教育庁教育部長

21 教育庁学校教育監

(知事が保有する個人情報の保護に関する規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

(1) 知事が保有する個人情報の保護に関する規則(平成6年北海道規則第97号)第2条第3項

(2) 北海道知事の資産等の公開に関する規則(平成7年北海道規則第96号)第10条第2項及び第3項

(3) 北海道情報公開条例の施行に関する規則(平成10年北海道規則第44号)第2条第1項

(4) 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則(平成25年北海道規則第77号)第36条

(父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和31年北海道規則第68号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「道経済部労働局雇用労政課」を「道経済部労働政策局雇用労政課」に改める。

(北海道財務規則の一部改正)

第5条 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の2中「集中業務室長」を「会計管理室長」に改める。

第3条中「出納局集中業務室経理課」を「出納局会計管理室経理課」に、「出納局集中業務室調達課」を「出納局会計管理室調達課」に改める。

第5条第1項中「出納局集中業務室経理課」を「出納局会計管理室経理課」に改め、同条第2項中「出納局集中業務室調達課」を「出納局会計管理室調達課」に改める。

第8条の2第1項及び第11条の2第4項中「出納局集中業務室調達課」を「出納局会計管理室調達課」に改める。

第12条第2項第1号中「(知事の定めるものに限る。)」を「(のうち、会計事務に係る集中処理事項(総務部人事局職員事務課又は出納局会計管理室において集中処理を行うものとして知事が定めるものをいう。以下この条、第13条及び第13条の2において同じ。))」に改め、同項第2号中「(知事の定めるものに限る。)」を「(のうち、会計事務に係る集中処理事項及び総合振興局等集中処理事項(総合振興局等において集中処理を行うものとして知事が定めるものをいう。第6項において同じ。))」に改め、同項第3号中「(知事の定めるものに限る。)」を「(のうち、会計事務に係る集中処理事項」に改め、同項第4号中「(知事の定めるものに限る。)」を「(のうち、財産事務に係る集中処理事項(総務部総務課又は建設部建築局建築保全課において集中処理を行うものとして知事が定めるものをいう。第13条及び第13条の2において同じ。))」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項のうち、知事が自ら執行することとした事項

第12条第4項中「（知事の定めるものに限る。）」を「のうち、教職員事務センターにおける旅費支給事務（教育庁教育職員局教職員事務センターが処理する旅費の支給事務に係るものをいう。第7項において同じ。）」に改め、同条第5項中「第2項第1号」の次に「及び第5号」を加え、同条第6項中「（知事の定めるものに限る。）」を「のうち、総合振興局等集中処理事項」に改め、同条第7項中「事項（知事の定めるものに限る。）」を「教職員事務センターにおける旅費支給事務」に改める。

第13条第1項中「分掌する事務」の次に「（第12条第2項第5号に掲げる事項に係るものを含む。）」を加え、「（知事の定めるもの）」を「（会計事務に係る集中処理事項）」に改め、同項第7号中「知事の定めるもの」を「財産事務に係る集中処理事項」に改め、同条第2項中「部長は」の次に「、財産事務に係る集中処理事項を除き」を加え、「（知事の定めるものを除く。）」を削り、同条第3項中「部長は」の次に「、会計事務に係る集中処理事項を除き」を加え、「（知事の定めるものを除く。）」を削り、同条第4項中「部長は」の次に「、財産事務に係る集中処理事項を除き」を加え、「（知事の定めるものを除く。）」を削る。

第13条の2を次のように改める。

第13条の2 次の各号に掲げる部長等にあつては、当該各号に定める事項を専決することができる。

- (1) 総務部長又は建設部長 財産事務に係る集中処理事項のうち当該部長の職務に係るもの（前条第1項第7号に掲げる事項に係る部分に限る。）
- (2) 総務部長又は出納局長 会計事務に係る集中処理事項のうち当該部長等の職務に係るもの（前条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる事項に係る部分に限る。）

第13条の3中「第13条」を「前2条」に改める。

第13条の4を削る。

第13条の5中「、知事室次長及び総務業務長」を「及び知事室次長」に改め、同条を第13条の4とする。

第14条の2を削る。

第14条の3中「前2条」を「前条」に改め、同条を第14条の2とする。

第16条第1項第2号及び第4号中「集中業務室長」を「会計管理室長」に改める。

第140条第3号、第5号及び第6号中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第203条の2第1項中「又は出納局（以下この項において「部等」という。）」を削り、同項第1号中「出納局」を「総務部」に改め、同項第2号及び第3号中「部等」を「部」に改め、同項第4号中「出納局」を「総務部」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「部等」を「部」に改め、同条第2項中「又は出納局」を削る。

第203条の3第1項第1号及び第2項並びに第204条の18中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第204条の19第1項及び第2項中「建設部長」を「総務部長、建設部長」に改め、同条第3項中「建設部長及び出納局長は、依頼」を「総務部長、建設部長及び出納局長は、依頼」に、「、建設部長及び出納局長」を「、総務部長及び建設部長」に改める。

第204条の20第1項中「建設部長」を「総務部長、建設部長」に改める。

第205条の31、第206条の10、第208条の5、第282条及び第289条中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第363条第2項中「出納局集中業務室経理課」を「出納局会計管理室経理課」に改める。

別表第2第5号及び第6号中「集中業務室長」を「会計管理室長」に改める。

第70号様式中「出納局長」を「総務部長」に改め、同様式末尾欄外注3の事項中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第72号様式中「出納局長」を「総務部長」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「出納局長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第60号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

総合政策部の項3の事項に次のただし書を加える。

ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第61号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第12条」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

訓練手当の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、別記第1号様式の申請書を提出して、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

(1) 道立の高等技術専門学院の学生 当該職業訓練を受けようとする道立の高等技術専門学院の長を経由して知事

(2) 道内に所在する障害者職業能力開発校の学生 当該職業訓練を受けようとする障害者職業能力開発校の長を経由して知事

(3) 道立の高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校以外の道内に所在する公共職業能力開発施設の訓練生 当該職業訓練を受けようとする施設の長を経由して知事

(4) 道外に所在する公共職業能力開発施設（以下「道外の訓練施設」という。）の訓練生 当該道外の訓練施設の長を経由して知事

(5) 認定職業訓練の訓練生 知事

(6) 職場適応訓練の訓練生 当該職場適応訓練を受けようとする施設の長を経由して当該施設の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）

第10条第2項中「学院長、校長、所在地学院長、」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により認定書の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、第1項の認定申請書の記載事項に係る事実に変更があった場合は、速やかにその旨を、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に届け出るとともに、当該認定書を提出しなければならない。

第10条第4項中「学院長、校長、所在地学院長、」を削り、「前項の」の次に「規定による」を加える。

第12条第1項中「、学院長、校長、所在地学院長」を削り、同項第1号中「毎月7日」を「毎月10日」に改め、同項第2号中「毎月10日」を「毎月15日」に改め、同条第2項中「学院長、校長、所在地学院長、」を削り、同条第3項中「所在地学院長」を「知事」に改める。

「学 院 長
障害者職業能力開発校長 「北 海 道 知 事
別記第1号様式中 北 海 道 知 事 様 を 総合振興局長 様 に改める。
総 合 振 興 局 長 振 興 局 長 」
振 興 局 長 」
「学 院 長
障害者職業能力開発校長

別記第2号様式中 北 海 道 知 事 印 を
総 合 振 興 局 長
振 興 局 長 長 」

「北 海 道 知 事
総合振興局長 印 に改める。
振 興 局 長 」

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、平成27年7月に支給される訓練手当から適用する。

3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道職業訓練手当支給規則別記第2号様式の認定書で現にその効力を有するものは、改正後の規則別記第2号様式の認定書とみなす。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年5月29日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第62号
北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則
北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
第17条第3項及び第7項ただし書並びに第19条中「学院長」を「知事」に改める。

附 則

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の北海道立高等技術専門学院運営規則第17条第3項の規定により学院長がした授業料の納付方法の変更は、この規則による改正後の北海道立高等技術専門学院運営規則第17条第3項の規定により知事がした授業料の納付方法の変更とみなす。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年5月29日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第6条の3第1項ただし書に規定する場合及び法第18条第4項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第4条第2項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「第18条第18項」を「第18条第20項」に、「第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号」を「第7条の6第1項第2号及び第18条第24項第2号」に、「承認（以下「仮使用承認」を「認定（次条第2項において「仮使用認定」に改める。

第5条第2項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「仮使用承認」を「仮使用認定」に改める。

第6条第1号中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認」を「認定」に改める。

第8条中「第5条の4第1項」を「第5条の6第1項」に改める。

第9条中「計画通知書」を「構造計算適合性判定申請書、計画通知書、中間検査申請書、特定工程工事終了通知書」に改める。

第10条第5項中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

第13条第1項中「法第18条第3項」を「第18条第3項」に、「法第18条第16項」を「第18条第18項」に、「法第18条第19項」を「第18条第21項」に改める。

第16条の3第1項中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に改め、同項第1号の表中「令」を「政令」に改め、同条第2項中「令」を「政令」に改める。

第19条第1項中「第20号」を「第21号」に改め、同項中第20号を第21号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 法第60条の3第1項ただし書の規定による許可

第19条第2項中「第20号」を「第21号」に改める。

第19条の3中「第13号から第19号」を「第14号から第20号」に改め、同条中第19号を第20号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 政令第137条の16第2号の規定による認定

第20条中「第19条第1項第20号」を「第19条第1項第21号」に改める。

第24条の2第2項中「第10条の23第1項第14号」を「第10条の23第1項第1号ハ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 省令第10条の23第6項の規則で定める図書及び書類は、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しとする。

別記第11号様式（第2面）を次のように改める。

（第2面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【※4. 地域地区等】

【5. 道路】

【ア. 幅員】

【イ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【ア. 敷地面積】 (1)() () () () ()

(2)() () () () ()

【イ. 用途地域等】 () () () () ()

【ウ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
() () () () ()

【エ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
() () () () ()

【オ. 敷地面積の合計】 (1)
(2)

【カ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【キ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【ク. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築面積】 () () () ()

【イ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () () ()

【イ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () () ()

【ウ. エレベーターの昇降路の部分】
() () () ()

【エ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

- ()()
- 【オ. 自動車車庫等の部分】()()
- 【カ. 備蓄倉庫の部分】()()
- 【キ. 蓄電池の設置部分】()()
- 【ク. 自家発電設備の設置部分】()()
- 【ケ. 貯水槽の設置部分】()()
- 【コ. 住宅の部分】()()
- 【サ. 延べ面積】
- 【シ. 容積率】

- 【11. 建築物の数】
- 【ア. 申請に係る建築物の数】
- 【イ. 同一敷地内の他の建築物の数】
- 【12. 工事着手予定年月】 年 月
- 【13. 工事完了予定年月】 年 月
- 【14. その他必要な事項】
- 【15. 備考】

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第64号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 項ただし書中「、会計管理者の承認を得て」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 部局の長は、前項ただし書の規定による支出をしようとするときは、その旨をあらかじめ会計管理者に報告しなければならない。

第18条ただし書中「、会計管理者又は出納員の承認を得て」を削る。

第89条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 会計管理者又は出納員は、前 2 項の規定による審査をする場合において、関係者への照会、実地による確認その他審査上必要な確認を行うことができる。

第92条第 3 項、第93条第 3 項及び第94条第 3 項中「第89条第 3 項」を「第89条第 4 項」に改める。

第349条に次の 1 項を加える。

4 知事（前条第 2 項の規定により総合振興局長等をして検査を行わせる場合にあっては総合振興局長等、東京事務所長をして検査を行わせる場合にあっては東京事務所長。以下この章において同じ。）は、前項の実地検査を行う場合において必要があると認めるときは、検査を受ける者がした契約等に関して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金又は交付金の交付を受けた者その他の当該契約等に係る関係者（次条第 2 項において「契約者等」という。）への照会その他必要な調査を行い、又は検査員にこれを行わせることができる。

第350条第 1 項を次のように改める。

検査員は、職員のうちから知事が命ずる。

第350条第 2 項中「対し、」を「対し」に、「求める」を「求め、又は契約者等に対し照会その他必要な調査をする」に改める。

第356条第 4 項中「において」の次に「、第350条第 2 項中「受ける者に対し」とあるのは「受ける者に対し、」と、「求め、又は契約者等に対し照会その他必要な調査をする」とあるのは「求める」と」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

別表第 2 第 5 号中「以上のもの」の次に「で会計管理者の指定するもの」を加え、同表第 6 号中「限る。）」の次に「、利子割精算金、地方消費税清算金、繰出金」を、「以上）のもの」の次に「で会計管理者の指定するもの」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。